

# 市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等 並びに保育所整備 P F I 事業に係る 6 月 1 2 日付 け公告第 1 2 6 号の実施方針の補完について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 4 条の規定により定められた「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」－ 2（3）に基づき、当該 6 月 1 2 日付け公告第 1 2 6 号の実施方針を補完したので、公表します。

平成 1 4 年 7 月 4 日

市川市長 千葉 光 行

記

## 1 補完内容

別紙 1 「市と P F I 事業者との役割分担」表中の「事業者への施設整備費支払」欄を次のように改める。

改正前

P F I 事業名	市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備 P F I 事業			
対象施設	中学校校舎	給食室	公会堂	保育所
事業者への施設整備費支払	分割（一部一括を含む）			

改正後

P F I 事業名	市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備 P F I 事業			
対象施設	中学校校舎	給食室	公会堂	保育所
事業者への施設整備費支払	分割（一部一括を含む）			一括

## 2 特記事項

本実施方針の補完に伴い、「市川市立第七中学校校舎建設等事業の実施にあたっての条件」の別紙「市と P F I 事業者との役割分担」表中の「事業者への施設整備費支払」欄についても同様の内容で改める。

以上